

○大阪市旅館業法の施行等に関する規則

平成16年12月24日

規則第134号

改正 平成17年3月28日規則第20号

平成20年5月23日規則第100号

平成20年9月26日規則第151号

平成24年3月30日規則第95号

平成25年3月29日規則第119号

平成28年12月16日規則第173号

平成30年5月28日規則第89号

令和元年5月31日規則第3号

令和2年3月31日規則第53号

令和2年12月14日規則第143号

令和3年1月8日規則第4号

令和5年3月31日規則第52号

令和5年12月12日規則第121号

大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例施行規則を公布する。

大阪市旅館業法の施行等に関する規則

(趣旨)

第1条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(委任)

第2条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 法第7条第1項の規定により法第3条第1項の規定による許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること
- (2) 法第7条第2項の規定により旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること

- (3) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第4条の規定による届出を受け付けること
 - (4) 条例第9条第4号エ（キ）の規定による報告を受け付けること
 - (5) 条例第9条第4号オ（イ）の規定による報告を受け付けること
 - (6) 条例第12条第1項の規定による書面の提出を受け付けること
 - (7) 条例第15条第1項の規定により当該職員に旅館業の施設に立ち入り、条例第11条から第14条までに規定する措置の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させること
- （専決）

第3条 保健所長は、前条各号に掲げる事務を生活環境担当部長に専決させることができる。
（書類の提出）

第4条 法第3条第1項の規定による許可又は法第3条の2第1項、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項の規定による承認を申請しようとする者は、所定の様式による申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第4条の規定により届け出ようとする者は、所定の様式による届出書を保健所長に提出しなければならない。
（許可申請書の記載事項）

第5条 規則第1条第1項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 営業施設の管理者を置く場合にあつては、当該管理者の氏名及び住所
- (2) 営業を開始する予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 規則第1条第1項第5号に掲げる営業施設の構造設備の概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 営業施設の存する建物の構造及び床面積
- (2) 営業施設の存する階
- (3) 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業にあつては、玄関帳場の有無
- (4) 客室の種別、床面積、数及び定員
- (5) 共同用の洗面所の数
- (6) 共同用の入浴設備の数及び種類
- (7) 共同用の便所の数及び種類

(8) 使用する水（以下「使用水」という。）の種別

（許可申請書の添付書類）

第6条 前条第1項の申請書には、規則第1条第2項の規定による図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 周囲300メートル以内の見取図（縮尺はおおむね3,000分の1とし、法第3条第3項各号に掲げる施設の所在地及びその敷地からの距離を明示したもの）

(2) 玄関帳場を有しない場合にあつては、条例第3条第4号アに規定する管理事務室の付近の見取図

(3) 営業施設の存する建物について法令により検査又は確認を要する場合にあつては、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、当該営業施設が安全であると認めた場合を除き、その検査又は確認を完了していることを証する書類の写し

(4) 使用水が水道により供給される水以外の水である場合にあつては、当該水に係る水道法（昭和32年法律第177号）第4条の規定による水質基準に関する水質検査成績書の写し

(5) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 規則第1条第2項に規定する図面は、営業施設の存する建物の配置図及び立面図並びに営業施設の存する階の平面図とする。

3 前項の平面図は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 営業施設の間取り

(2) 客室の床面積

(3) 客室及び私室の別

(4) 便所及び入浴設備の位置

(5) 玄関帳場を有する場合にあつては、玄関帳場の位置

(6) 玄関帳場を有しない場合にあつては、宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器の位置

(7) その他市長が必要と認める事項

（許可書の交付）

第7条 市長は、法第3条第1項の規定による許可をするときは、申請者に対し旅館業の許可書を交付する。

（承継承認申請書の添付書類）

第8条 規則第1条の3第1項の申請書には、同条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の登記事項証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第2条第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併契約書の写し又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 規則第3条第1項の申請書には、同条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第3条第2項第1号に掲げる戸籍謄本を添付する場合にあつては、被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面
- (2) その他市長が必要と認める書類
(承認書の交付)

第9条 市長は、法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による承認を行うときは、申請者に対し承継承認書を交付する。

(変更等の届出書の添付書類)

第10条 第4条第2項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第4条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出にあつては、当該変更の事実を明らかにした書類
- (2) 営業の廃止の届出にあつては、第7条に規定する旅館業の許可書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(原湯等に使用される水道水以外の水及び打たせ湯の水質基準)

第11条 条例第3条第5号オ及び第7号ウ並びに第9条第4号オの市規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 色度は、5度以下であること
- (2) 濁度は、2度以下であること
- (3) 水素イオン濃度の数値は、5.8以上8.6以下であること
- (4) 有機物は、全有機炭素の量で水1リットル当たり3ミリグラム以下(塩素化イソシ

アヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウムの消費量で水1リットル当たり10ミリグラム以下) であること

(5) 大腸菌は、検出されないこと

(6) レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること

2 温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を使用するものであるため、前項第1号から第4号までに掲げる基準によることができない場合であつて、衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことがある。

(善良の風俗を保持すべき地域における施設の外観及び外部の広告物の構造設備の基準)
第12条 条例第5条第7号エの色に係る市規則で定める基準は、次に掲げる色を使用しないこととする。ただし、各立面の面積のうち当該色を使用する部分の面積の合計の占める割合が20分の1以下である場合は、この限りでない。

(1) マンセル表色系で赤(R)系の色相の色のうち、彩度6を超える色又は彩度3を超え、かつ、明度4を超える色

(2) マンセル表色系で黄赤(YR)系又は黄(Y)系の色相で、彩度4を超える色

(3) マンセル表色系で前2号に掲げる色相以外の色相で、彩度2を超える色

(4) 金色

2 条例第5条第7号エの照明設備に係る市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) サーチライト及び建物全体を照らす照明設備が設けられていないこと

(2) 光源が点滅する照明設備が設けられていないこと

(浴槽水の水質基準)

第13条 条例第9条第4号エの市規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1) 濁度は、5度以下であること

(2) 有機物は、全有機炭素の量で水1リットル当たり8ミリグラム以下(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウムの消費量で水1リットル当たり25ミリグラム以下) であること

(3) 大腸菌群数は、水1ミリリットル当たり1個以下であること

(4) レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること

2 浴槽水(条例第3条第5号カに規定する浴槽水をいう。以下同じ。)に浴用剤等を加え、

又は浴槽水として温泉を使用するものであるため、前項第1号又は第2号に掲げる基準によることができない場合であって、衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことがある。

(飲用に適する水)

第14条 条例第9条第9号の市規則で定める飲用に適する水は、水道法第4条の規定による水質基準に適合する水とする。

(寝具及び寝衣類の消毒)

第15条 条例第9条第11号の寝具の消毒は、毎月1回以上、日光消毒その他の適当な方法により行わなければならない。

2 条例第9条第11号の寝衣類の消毒は、日光消毒その他の適当な方法により行わなければならない。

(立入調査等に係る証明書)

第16条 条例第15条第3項の証明書は、別記様式によるものとする。

(施行の細目)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第20号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可について適用し、同日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年5月23日規則第100号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日規則第151号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」とい

う。)以後に行われる申請に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に存する施設を利用して新たに旅館業を営むために行われる申請に係る旅館業法第3条第1項の許可については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条若しくは第6条の2の規定による確認を受けた施設(前項に規定する施設を除く。)又はこれらの確認の申請を行っている施設を利用して新たに旅館業を営むために平成21年10月1日までにされる申請に係る旅館業法第3条第1項の許可については、なお従前の例による。

5 前3項の規定にかかわらず、施行日前に行われた申請に係る旅館業法第3条第1項の許可を受けた旅館業の施設及び前2項に規定する施設を施行日以後に改修する場合には、当該改修する部分に限り、改正後の規則の規定を適用する。

附 則(平成24年3月30日規則第95号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第119号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大阪市旅館業法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可について適用し、同日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月16日規則第173号)

この規則は、平成28年12月19日から施行する。

附 則(平成30年5月28日規則第89号)

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則(令和元年5月31日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第53号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年12月14日規則第143号）

この規則は、令和 2 年12月15日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 8 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 1 月12日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日規則第37号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日規則第52号）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の大阪市旅館業法の施行等に関する規則別記様式による証明書は、この規則による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する規則別記様式による証明書とみなす。

附 則（令和 5 年12月12日規則第121号）

- 1 この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。
- 2 旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第101号）附則第 2 条に規定する者に係るこの規則による改正前の大阪市旅館業法の施行等に関する規則第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

別記様式(第16条関係)

(第1面)

| | | | |
|------|-------------------------|---|--------|
| 第 号 | 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書 | | |
| 職 名 | | | 写 真 |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | |
| | 年 | 月 | 日交付 |
| | 年 | 月 | 日限り有効 |
| 大阪市長 | | | 印 |

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

別記様式 (第16条関係)